

4310077	4310203	4310413	4310784
4310078	4310204	4310426	4310785
4310079	4310214	4310430	4310804
4310086	4310216	4310432	4310808
4310095	4310217	4310459	4310810
4310102	4310230	4310465	4310817
4310112	4310237	4310475	4310827
4310119	4310241	4310485	4310829
4310120	4310244	4310512	4310834
4310132	4310249	4310520	4310846
4310133	4310266	4310525	

### 熊本県公告第31号

平成14年9月2日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
びぶれす熊日会館  
熊本市上通町12番ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成15年1月15日から平成15年2月14日まで

### 熊本県公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画臨港地区 熊本港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市新港一丁目及び新港二丁目の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本港管理事務所及び熊本市都市整備局計画部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成15年1月15日から平成15年1月29日まで

### 熊本県公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市新港一丁目及び新港二丁目の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所